

議案第 99 号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 31 年板橋区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、3 月に支給する場合においては 100 分の 30、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 162.5」を「100 分の 180」に改める。

付則に次の 2 項を加える。

16 令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 4 項の規定の適用については、同項中「100 分の 180」とあるのは「100 分の 172.5」とする。

17 令和 5 年 3 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 4 項の規定の適用については、同項中「100 分の 180」とあるのは「100 分の 30」とする。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年板橋区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の162.5」を「100分の180」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

付則に次の3項を加える。

15 令和4年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは「100分の172.5」とする。

16 令和5年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは「100分の30」とする。

17 令和5年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「6月」とあるのは「3月」と、「3月」とあるのは「1月15日」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の162.5」を「100分の180」に改める部分を除く。）及び付則に次の3項を加える改正規定（付則第17項に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

区長、副区長及び区議会議員の期末手当の支給月数を改正し、令和5年度以後の3月期の期末手当を廃止等するほか、所要の規定整備をする必要がある。